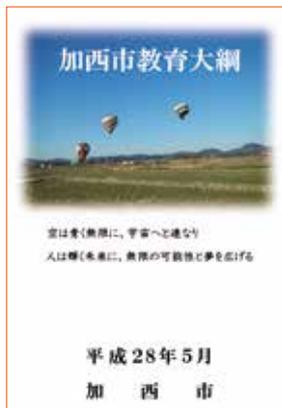


教育の振興に関する方針「加西市教育大綱」を策定

加西市は、総合教育会議で西村和平市長と教育委員会が協議し、教育の振興に関する方針を示す「加西市教育大綱」を策定しました。

大綱は、平成28年3月に策定した第2期「加西市教育振興基本計画」と計画期間を合わせ、特色ある取り組みである播磨国風土記念事業の加西市こども狂言塾、地域住民と子どもがつながるふるさと創造会議、認定こども園、歩く健幸都市、教育の重点にある「あいさつ運動」を組み入れました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



加西市教育大綱の表紙

■大綱の基本理念／加西のすべてを舞台に 市民と共に愛と信頼の 次代を拓くところ豊かで自立した人づくり

■大綱の基本方針

- ①子ども達の尊厳を守り、情動知能の育成と個性を活かす幼児教育・保育の充実
- ②多様な学びの場を整え、自ら学ぶ習慣を育成
- ③自分も他者も慈しみ大切に作る人間愛を育て、多様な文化や価値観を理解し尊重する精神を涵養
- ④地域と住民、家庭と家族、学校と児童・生徒の全てがつながる、開かれた教育の場の拡充
- ⑤かさいの自然、歴史、伝統文化を活かしたふるさと教育の推進
- ⑥生涯にわたる「学び」により「幸せになれる人」を創造
- ⑦風通しの良い教育委員会、日当たりの良い教育予算

定期検診と自己触診で乳がんを早期発見

問合先／健康課(健康福祉会館内) ☎42-8723
FAX42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

わずか1年半の間に1cmの乳がんが2cmになると言われています。2cmまでの早期の乳がんを発見するには、2年に1回定期的に検診を受診する必要があります。

過去に受診して、異常がなくても安心せず、定期受診で乳がんの早期発見につとめましょう。

また、早期発見のためには定期検診に加えて月に1回自己触診を行うことも大切です。自己触診を行い、気になる症状がある場合は早めに乳腺外科または外科を受診しましょう。

■個別乳がん検診(医療機関に直接電話で予約)

医療機関	料金
加西病院 ☎42-2200	3,700円
大山病院(西脇市) ☎0120-300-503	無料クーポン対象者のみ受診可能
服部病院(三木市) ☎0794-82-2563	

■集団乳がん検診(各会場でのバス検診)

日程	場所
8月1日(月)	健康福祉会館
8月24日(水)	
9月5日(月)	善防公民館
10月17日(月)	健康福祉会館
10月31日(月)	
11月7日(月)	JA兵庫みらい多加野支店
11月28日(月)	南部公民館

■定員／各日30人

■対象／40歳以上(昭和52年4月1日以前生まれ)で、昨年度受けていない方(無料クーポン対象者は2年連続で受診可能)

■料金／40歳代3,000円 50歳以上2,800円

■申込／健康課へ電話または窓口で申し込みください。

※10/17以降については、7/4から受付を開始します。

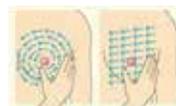
■自己触診の方法

実施するタイミング／生理が終わって一週間くらいの乳腺の安定している時期。閉経を迎えた方や生理不順の方は、「毎月1日」など月に1回日にちを決めて。

ステップ①(目で見て確認)／両腕を上げ下げしながら、正面・側面・斜めからひきつれ、くぼみ、乳頭のへこみなどがいないかをチェックします。直接乳房を見るのではなく、鏡に映してみるのがポイントです。

ステップ②(触って確認)／人さし指・中指・薬指をそろえ、指の腹で圧迫しながら乳房をまんべんなく触り、しこりがないかを確認します。脇の下も忘れず確認してください。

ステップ③(挟んで確認)／乳頭を挟み、分泌物がないかを確認します。



国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬に送付します。平成28年度から税率が変更になりました。詳しくは広報かさい6月号でご確認ください。

■保険税の納期

普通徴収(納付書や口座振替)でお支払いいただく方の納期は9回です。また、特別徴収でお支払いいただく方は、偶数月に年金から天引きされます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月31日

※納付書で納められている方には、安心して便利な口座振替をお勧めします。市内に支店のある金融機関(農協と但馬銀行を除く)のキャッシュカードを国保医療課窓口にお持ちいただくことで、手続きすることができます。

■保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、災害で大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けることができる場合があります。

■限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証は、8月1日に更新されます。認定証を掲示すれば、1カ月の入院等の窓口支払いが、自己負担限度額までで済みます。引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

申請要件／国民健康保険税の滞納が無いこと
申請期間／7月15日(金)以降
申請場所／国保医療課
必要な物／保険証、印鑑

■高齢受給者証の更新

高齢受給者証は、8月1日に更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。受診される際に、保険証と一緒に医療機関の窓口で提示していただくものです。新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

国民年金保険料の免除・納付猶予

■平成28年度国民年金保険料の免除・納付猶予の申請受付を開始します

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

これまで、保険料が免除(全額・一部)または納付猶予になっていた方も、7月分以降の免除を希望する場合は、あらためて申請が必要です。

6月までに全額免除または納付猶予の承認を受け、過去に免除の継続を希望された方は、申請の必要はなく、日本年金機構から平成28年度の審査結果が送付されます(失業等の理由で特例により承認された方や一部免除に該当された方は、継続の対象になりません)。なお、前年の所得を基準とするため、無収入の場合でも申告が必要です。

未納のまま放置されると、将来の老齢年金や、いざというときに障害年金や遺族年金を受け取ることができない場合がありますので、納付が困難な場合は必ず手続きをしてください。

■免除・納付猶予の種類と保険料納付額

区分	保険料月額	所得審査の対象
免除制度	全額免除	0円
	3/4免除	4,070円
	半額免除	8,130円
	1/4免除	12,200円
納付猶予制度	0円	本人・配偶者

※7月から、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されます(平成37年6月までの時限措置)。

■**申請場所**／市役所1階市民課③番窓口

■**必要な物**／年金手帳または基礎年金番号通知書、印鑑。
 ※失業が理由の場合は「雇用保険受給資格証」または「雇用保険被保険者離職票」の写し。

■**対象となる保険料**／平成28年7月～29年6月分

※過去の期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前の月分まで遡って免除申請をすることができます。